

**資料3**

## 新たに国の講すべき措置として規定することが考えられる事項 (議論のたたき台)

以下について、基本法である雇用対策法第4条第1項各号に、国の講すべき施策のインデックスとして位置づけ、施策の方向性を表すことが考えられる。

なお、当該施策の方向性に沿った具体的な措置内容については、これを個別法に規定することにより、初めて効力を生ずることとなる。

### ① 若年者対策

- ・職業意識の喚起
- ・実践的な職業能力の開発
- ・その他若者の就業の促進

に係る施策の充実

### ② 雇用管理の改善

- ・労働力の確保及び良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善
- に係る施策の充実

### ③ 女性に係る対策

- ・妊娠、出産、育児等を機に退職した女性労働者の円滑な再就職の促進
- ・母子家庭の母、寡婦の雇用の促進
- ・その他女性の就業の促進

に係る施策の充実

### ④ 年齢に関わりなく働き続けることができる社会の実現

- ・定年の引上げ、継続雇用制度の導入の円滑な実施（既存）
- ・再就職の促進
- ・多様な就業機会の確保
- ・その他高齢者等に係る年齢に関わらない就業の促進

に係る施策の充実

⑤ 障害者雇用対策

- ・事業主、障害者等に対する援助
- ・障害者の特性に配慮した職業リハビリテーション  
に係る施策の充実

⑥ 地域雇用対策

- ・雇用機会が不足している地域等における労働者の就業の促進  
に係る施策の充実

⑦ 外国人労働者対策

- ・専門的、技術的分野の外国人労働者の活用促進
- ・適正・円滑な需給調整や能力発揮のための雇用管理の改善
- ・再就職の促進  
に係る施策の充実

⑧ 不安定な雇用状態の是正

- ・不安定な雇用状態の是正を図るための就業形態、雇用形態等の改善  
に係る施策の充実

⑨ 失業の予防

- ・事業活動の縮小等に伴う失業の予防  
に係る施策の充実